

(秘)

平成17年中小企業実態基本調査

法人企業用

(調査票乙)

平成17年9月25日 中小企業庁

- ◆この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。
 ◆この調査票は、税務申告等とはいっさい関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。
 ◆調査票は、別冊の「調査の概要・調査用業種分類表」、「調査票の記入手引」、前年度の財務諸表などを参照して記入してください。

(この欄は、中小企業庁が使用します。)

1. 企業の概要

(1)企業の名称	(フリガナ)	電話番号(代表)
(2)本社又は本店の所在地		
(3)記入者の氏名 (調査票内容の照会に回答いただける方)	(フリガナ)	電話番号(代表と同じ場合は記入は必要ありません。) (内線)
(4)企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。		(5)企業の経営形態及び定款における株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。
1. 平成13年(2001年)以降 2. 平成12年(2000年) 3. 平成11年(1999年) 4. 平成10年(1998年) 5. 平成7~9年(1995~1997年) 6. 平成6年(1994年)以前		①企業の経営形態 1. 株式会社 2. 株式会社以外 (注) ②は、株式会社の場合のみ記入してください。
		②株式の譲渡制限の定めの有無 1. 定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めている。(いわゆる譲渡制限株式会社) 2. 定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めていない。

2. 平成16年度決算について

(1) 平成16年度決算の期末となる月を記入してください。→ 平成 年 月

(2) 資産及び負債・資本(金額は、万円未満を四捨五入し万円単位で記入してください。)
平成16年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

項目		千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
流動資産	現金・預金								
	受取手形・売掛金								
	有価証券								
	棚卸資産								
	その他の流動資産								
資産	建物・構築物								
	機械装置								
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品								
	土地								
	建設仮勘定								
	無形固定資産								
	投資その他の資産								
	繰延資産								
資産合計									

(注) 資産合計=負債及び資本合計。
負債合計+資本合計=負債及び資本合計。

項目		千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
負債	支払手形・買掛金								
	短期借入金(金融機関)								
	短期借入金(金融機関以外)								
	その他の流動負債								
	社債								
負債	長期借入金(金融機関)								
	長期借入金(金融機関以外)								
	その他の固定負債								
	負債合計								
資本	資本金								
	資本剰余金								
	利益剰余金								
	その他								
	資本合計								
負債及び資本合計									

(3) 売上高及び営業費用

① 平成16年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

項目		千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	万
売上高 (営業収益)								万円
売上原価	商品仕入原価							万円
	材料費							万円
	労務費							万円
	外注費							万円
	減価償却費							万円
	その他の経費							万円
営業費用	人件費							万円
	地代家賃							万円
	水道光熱費							万円
	運賃荷造費							万円
	販売手数料							万円
	広告宣伝費							万円
	交際費							万円
	減価償却費							万円
	従業員教育費							万円
	租税公課							万円
営業外損益	その他の経費							万円
	営業外収益							万円
	支払利息・割引料							万円
営業外費用		その他の費用						万円
経常利益 (経常損失)								万円
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)								万円
税引後当期純利益 (税引後当期純損失)								万円

(注1) 「売上高 (営業収益)」には、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などの合計を記入してください。

(注2) 「人件費」には、常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき、給料、手当、賞金、賞与等の合計を記入してください。ただし、利益処分による役員賞与は含まれません。

(注3) 「地代家賃」には、土地、建物などの不動産の賃貸料の総額を記入してください。

(注4) 「水道光熱費」には、ガス代、電気代、水道料等の総額を記入してください。

(注5) 「運賃荷造費」には、製品、商品等の輸送、梱包等に支払った運賃、荷造費の総額を記入してください。

(注6) 「販売手数料」には、売上に対し一定の率で支払う手数料、売上げに対する協力度、回収、成長度などに応じて支払う売上げ奨励金等の総額を記入してください。

(注7) 「広告宣伝費」には、不特定多数の者に対する宣伝的效果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの総額を記入してください。

(注8) 「交際費」には、得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用を記入してください。

(注9) 「従業員教育費」には、講師・指導員等経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費などの合計を記入してください。

(注10) 「租税公課」には、印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税(付加価値割及び資本割)、事業所得税などの合計を記入してください。

(注11) 「営業外収益」には、受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益を記入してください。

(注12) 「支払利息・割引料」には、銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分の総額を記入してください。

(注13) 「その他の費用」には、支払利息・割引料以外の営業外費用に計上される雑損失などを記入してください。

(注14) 「経常利益(経常損失)」には、「売上高」 - 「売上原価」 - 「販売費及び一般管理費」 + 「営業外収益」 - 「営業外費用」の金額を記入してください。

(注15) 「税引前当期純利益(税引前当期純損失)」には、「経常利益(経常損失)」 + 「特別利益」 - 「特別損失」の金額を記入してください。

(注16) 「税引後当期純利益(税引後当期純損失)」には、税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税(所得割)を控除したものの金額を記入してください。

※ 各調査項目の説明については、同封の「記入の手引き」を御覧ください。

1. 消費税を含んでいる。(税込み)
2. 消費税を含んでいない。(税抜き)

(注) 貴社の損益計算書の消費税の取扱いに従ってください。

③ 平成16年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入の特例」を適用し、損金経理したものとの金額を記入してください。

(注) 青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1000人以下の個人事業者又は資本金1億円以下の中小企業者（大規模法人の子会社などは除きます。）等を対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、取得価額の全額を損金算入できる制度です。

億	千	百	十	万
				円

(4) 売上高（営業収益）の内訳

平成16年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合		
建設事業の収入			%
製造品売上高			%
加工賃収入			%
情報通信事業の収入			%
運輸事業の収入			%
不動産事業の収入			%
卸売の商品売上高			%
小売の商品売上高			%
飲食事業の収入			%
宿泊事業の収入			%
サービス事業の収入			%
その他の事業の収入			%
合 計	1	0	0 %

- (注1) 「建設事業の収入」とは、建築工事、土木工事の完工工事高をいいます。
 (注2) 「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含みます。
 なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、最終消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、「小売の商品売上高」に記載してください。
 (注3) 「加工賃収入」とは、発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入をいいます。
 (注4) 「情報通信事業の収入」とは、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入をいいます。
 (注5) 「不動産事業の収入」とは、不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸等の収入をいいます。
 (注6) 「卸売の商品売上高」とは、仕入商品を他の事業者に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料等を含みます。
 (注7) 「小売の商品売上高」とは、仕入商品又は製造した商品を消費者に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料等を含みます。
 なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、最終消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、「小売の商品売上高」に記載してください。
 (注8) 「サービス事業の収入」とは、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、歯医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、労働者派遣業など）をいいます。
 (注9) 「その他の事業の収入」とは、上記以外の収入をいいます。

※ 事業の分類については、同封の「調査の概要・調査用業種分類表」の「業種分類表」を御覧ください。

(5) 主たる事業の種類

主たる事業（「(4) 売上高（営業収益）の内訳」に記入した最も割合の高い事業）について、その内訳を収入の多い順に、同封の「調査の概要・調査用業種分類表」の「業種分類表」の中から分類番号（3桁）を3つ選び、その分類番号と収入割合を記入してください。それ以外（主業の内訳のうち上位3つ以外）のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類（分類番号が分からない場合に記入してください。）	割 合		
第1位					%
第2位					%
第3位					%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業			%
合 計			1	0	0 %

(6) 設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得）

① 平成16年度中に**設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得）**を行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 設備投資を行った。

2. 設備投資を行っていない。

(注) 「1. 設備投資を行った。」の場合のみ、以下の②及び③を記入してください。

② 平成16年度中に行った設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）を記入してください。

→ ③ 平成16年度中に行った設備投資額を100パーセントとして、下記の投資目的に当てはまるものに、その構成比を記入してください。

項目	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
有形固定資産	建物・構築物							円
	機械装置							円
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品							円
	土地							円
	建設仮勘定							円
無形固定資産								円
合計								円

項目	割合
省力化・合理化（直接部門）	%
省力化・合理化（管理部門）	%
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	%
既存建物・設備機器等の維持・補修・更新	%
既存事業部門の売上増大	%
その他	%
合計	1 0 0 %

(7) リースの利用

① 平成16年度中に**新たにリースの契約をしましたか**。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. リース契約をした。

2. リース契約をしなかった。

(注) リース契約とは、一定期間、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転用リース等は含みません。

(注) 「1. リース契約をした。」の場合のみ、以下の②及び③を記入してください。

② 平成16年度中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください。

項目	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
新規リース契約額						

円

(注) 支払リース料ではありません。
16年度中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、16年度中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

③ 新たにリース契約した物件は次のどれですか。あてはまる物件のうち、**主なものを3つまで選び、その番号に○を付けてください。**

- 1. 製造機械・装置
- 2. 建設機械
- 3. コンピュータ及び関連機器
- 4. 事務機器又は通信機器
- 5. 店舗・商業用設備
- 6. 調理用設備
- 7. 輸送機械
- 8. その他

- (注1) 製造機械・装置とは、自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械などをいいます。
- (注2) 建設機械とは、掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材などをいいます。
- (注3) コンピュータ及び関連機器とは、パソコン、周辺機器などをいいます。
- (注4) 事務機器又は通信機器とは、複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器などをいいます。
- (注5) 店舗・商業用設備とは、POSシステム、ショーケースなどをいいます。
- (注6) 調理用設備とは、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品などをいいます。
- (注7) 輸送機械とは、乗用車、トラック、荷役運搬機器車輛（コンテナなど）、産業用車輛（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車輛などをいいます。
- (注8) その他とは、上記以外のものをいいます。

3. 会社全体の従業者数

平成17年3月31日現在で記入してください。

区分	有給役員	常用雇用者				臨時雇用者	他の会社から派遣 されてきている人	合計	
		正社員・正職員	パート・アルバイト						
男		人	人	人	人	人	人	人	人
女		人	人	人	人	人	人	人	人

- (注1) 有給役員とは、法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人（無給の役員を除く。）をいいます。
 (注2) 常用雇用者とは、期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、又は平成17年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人をいいます。
 (注3) 常用雇用者のうち正社員・正職員とは、一般に正社員・正職員などと呼ばれている人をいいます。
 (注4) 常用雇用者のうちパート・アルバイトとは、常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
 (注5) 臨時雇用者とは、1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、又は日々雇用している人をいいます。
 (注6) 他の会社から派遣されてきている人とは、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの事業所にきて働いている人をいいます。下請先の従業者は除きます。

4. 取引金融機関について

(1) 現在、貴社のメインバンク（借入れ残高シェアの大小などに関わらず貴社がメインバンクと認識している金融機関）はどれですか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等
2. 地銀・第二地銀
3. 信用金庫・信用組合
4. 政府系中小企業金融機関
5. 4以外の政府系金融機関
6. 農林系金融機関
7. メインバンクはない。

(注) (1) で「7. メインバンクはない。」と回答した場合は、以下の(2)及び(3)の記入は不要です。

- (注1) 都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等とは、都市銀行（みずほ、東京三菱、UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな、新生）、信託銀行（「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務を兼営する銀行）、長期信用銀行（あおぞら）などをいいます。
 (注2) 地銀・第二地銀とは、地方銀行（全国地方銀行協会加盟銀行）、第二地銀（第二地方銀行協会加盟銀行。旧相互銀行。）をいいます。
 (注3) 信用金庫・信用組合とは、信用金庫（「信用金庫法」に基づく協同組織の金融機関。）、信用組合（「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関。）をいいます。
 (注4) 政府系中小企業金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫をいいます。
 (注5) 4以外の政府系金融機関とは、日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫などをいいます。
 (注6) 農林系金融機関とは、農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会をいいます。

(2) メインバンクからの借入条件についてお伺いします。該当する番号にすべて○を付けてください。

1. 物的担保を提供している。
2. 本人保証を提供している。
3. 第三者保証（公的信用保証を除く）を提供している。
4. 公的信用保証を提供している。
5. 物的担保、本人保証、第三者保証、公的信用保証のいずれも提供していない。
6. メインバンクからの借入金はない。

- (注1) 物的担保とは、不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定等を行っていることをいいます。
 (注2) 本人保証とは、金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
 (注3) 第三者保証とは、金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
 (注4) 公的信用保証とは、都道府県及び自治体の信用保証協会（全国に52ある）との間で保証委託契約を取り交わしている場合又は中小企業金融公庫の信用保証制度を利用している場合をいいます。（民間の信用保証会社による保証は含まれません。）

(3) 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 申込みを拒絶・減額された。
2. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた。
3. 借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた。
4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた。
5. 増額セールスを受けた。
6. 借入申込みを行わなかった。

(注) 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

5. 委託の状況

(1) 平成16年度において、以下に掲げる(2)の1～6の委託を行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 委託を行った。 2. 委託を行っていない。

(注) 「1. 委託を行った。」の場合のみ、以下の(2)及び(3)を記入してください。

(2) 行っている委託の内容に該当する番号に○を付けてください。(建設工事の委託は除く。複数選択可)

- 1. 製造委託 (貴社が販売する物品、製造請負品、部品、原材料、自己使用する物品、金型などの製造を他社に委託)
- 2. 修理委託 (貴社が請け負っている物品の修理、貴社の自己使用する物品の修理を他社に委託)
- 3. 情報成果物作成委託 (貴社が行うプログラム作成を他社に委託)
- 4. 役務提供委託 (貴社が行う運送、倉庫における保管、情報処理の役務提供を他社に委託)
- 5. 上記3. 以外の情報成果物作成委託 (貴社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供等を他社に委託)
- 6. 上記4. 以外の役務提供委託 (貴社が行う運送、倉庫における保管、情報処理以外の役務提供を他社に委託)

(3) 上記(2)の1から6の委託を行っている場合、委託先の企業数及び委託の金額を、国内、海外別に記入してください。

項目	委託先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
国内への委託									円
海外への委託									円

(注1) 国内への委託とは、企業の国籍を問わず、貴社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などに委託を行った場合をいいます。

(注2) 海外への委託とは、企業の国籍を問わず、貴社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点に委託を行った場合をいいます。従って、海外の日系企業に委託を行った場合は、この「海外への委託」に含みます。

※ 「6. 受注の状況」も同様。

6. 受注の状況

(1) 平成16年度において、以下に掲げる(2)の1～6の受注がありましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 受注があった。 2. 受注がなかった。

(注) 「1. 受注があった。」の場合のみ、以下の(2)及び(3)を記入してください。

(2) 受けている受注の内容に該当する番号に○を付けてください。(建設工事の受注は除く。複数選択可)

- 1. 製造の受注 (他社が販売する物品、製造請負品、部品、原材料、自己使用する物品、金型などの製造を貴社が受注)
- 2. 修理の受注 (他社が請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を貴社が受注)
- 3. 情報成果物作成の受注 (他社が行うプログラム作成を貴社が受注)
- 4. 役務提供の受注 (他社が行う運送、倉庫における保管、情報処理の役務提供を貴社が受注)
- 5. 上記3. 以外の情報成果物作成の受注 (他社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供等を貴社が受注)
- 6. 上記4. 以外の役務提供の受注 (他社が行う運送、倉庫における保管、情報処理以外の役務提供を貴社が受注)

(3) 上記(2)の1から6の受注を行っている場合、受注先の企業数及び受注の金額を、国内、親事業者からの下請、海外別に記入してください。また、最も多い受注取引企業の割合も記入してください。

① 国内、親事業者からの下請、海外別の受注先の企業数及び受注の金額

項目	受注先企業数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
国内からの受注									円
うち親事業者からの下請									円
海外からの受注									円

② 親事業者からの下請で、最も取引が多い親事業者(1社)の取引割合を記入してください。



(注) 最も取引が多い親事業者(1社)の定義については、記入の手引きを御覧ください。

(注) 下請における親事業者の定義については、同封の「調査票の記入手引」を御覧ください。

7. 工事の受注について (主たる事業が建設業の場合に記入してください。)

平成16年度の完成工事高について、元請・下請工事別の発注元数と金額を記入してください。また、それぞれの完成工事高のうち、公共事業の発注元数とその金額も併せて記入してください。

項目	発注元数	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万
元請工事									円
うち公共事業									万円
下請工事									万円
うち公共事業									万円
合 計									万円

- (注1) 元請工事とは、発注者から直接請け負う建築工事、土木工事をいいます。
- (注2) 下請工事とは、建設工事や土木工事を他の者から請け負った建設業を営む者から請け負う建築工事、土木工事をいいます。
- (注3) 公共事業とは、国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事をいいます。
- (注4) 発注元数には、工事の件数ではなく発注者の数を記入してください。

8. 商品（製品）の仕入先・販売先について

(1) 平成16年度において、販売を目的に商品（製品）の仕入れを行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。（自家消費目的や製造目的の原材料の仕入れ及びサービス（旅行など）の仕入れは除きます。）

1. 仕入れを行った。 2. 仕入れを行っていない。

(注) 「1. 仕入れを行った。」の場合のみ、以下の(2)、(3)及び(4)を記入してください。

(2) 仕入先の種類別の割合

商品（製品）仕入について、その仕入先別の割合を記入してください。

項目	割合
中小企業から仕入れた割合	%
大企業から仕入れた割合	%
海外から直接輸入した割合	%
合 計	1 0 0 %

- (注1) 中小企業とは以下の範囲をいいます。
 - ①製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む）
資本金3億円以下又は従業者数300人以下の会社及び個人
 - ②卸売業
資本金1億円以下又は従業者数100人以下の会社及び個人
 - ③小売業（飲食店を含む）
資本金5千万円以下又は従業者数50人以下の会社及び個人
 - ④サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む）
資本金5千万円以下又は従業者数100人以下の会社及び個人
- (注2) 大企業とは、中小企業以外のことをいいます。資本金や従業者数が不明の場合は推計でも可です。
- (注3) 海外から直接輸入とは、自己名義で通関手続を行ったものといいます。

(3) 販売先の種類別の割合

商品（製品）売上高について、その販売先別の割合を記入してください。

項目	割合
中小企業に販売した割合	%
大企業に販売した割合	%
海外に直接輸出した割合	%
個人消費者に販売した割合	%
上記以外のその他に販売した割合	%
合 計	1 0 0 %

- (注1) 中小企業及び大企業の範囲は、上記(2)(注1)及び(注2)を参照してください。
- (注2) 海外に直接輸出とは、自己名義で通関手続を行ったものをいいます。
- (注3) 個人消費者とは、事業者ではない一般個人消費者をいいます。
- (注4) 上記以外のその他とは、官公庁・自治体、団体、医療機関、教育機関などをいいます。

(4) 販売地域について

商品（製品）の販売先は、主にどのような地理的範囲ですか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 国内・海外問わず | 5. 同一県内 |
| 2. 海外 | 6. 近隣市町村 |
| 3. 国内全域 | 7. 同一市町村 |
| 4. 近隣都道府県 | |

9. チェーン組織への加盟の状況 (主たる事業が製造業の場合は記入不要です。)

主たる事業においてチェーン組織に加盟していますか。該当する番号にすべて○を付けてください。

- 1. ボランタリー・チェーンに加盟している。
- 2. フランチャイズ・チェーンに加盟している。
- 3. いずれも加盟していない。

(注1) ボランタリー・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。

(注2) フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を供給し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

10. 電子商取引の実施状況

(1) 貴社における平成16年度の事業活動（決算ベース）において、電子商取引（インターネット等を通じた商取引）を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1. 電子商取引を実施した。
- 2. 電子商取引を実施しなかった。

(注) 電子商取引（インターネット等を通じた商取引、e-コマース）とは、「商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」を指します。

(注1) 例として、受注、原材料購入や販売などの分野で、電子商取引を実施したもの、売上実績や販売実績にはならなかった場合であっても、実際に電子商取引を導入し、利用機会があった場合は、「1. 電子商取引を実施した」に○を付けてください。

(注2) 「1. 電子商取引を実施した。」の場合のみ、以下の(2)、(3)及び(4)を記入してください。

(2) 年間売上高（主たる事業が建設業の場合は完成工事高）に占める電子商取引の割合について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1. 電子商取引を導入しているが、売上高実績がなかった。
- 2. 年間売上高の5%未満
- 3. 年間売上高の5%以上～10%未満
- 4. 年間売上高の10%以上
- 5. 売上高に係るもの（受注・販売活動）においては電子商取引を導入していない。

(3) 年間調達金額又は年間仕入金額に占める電子商取引の割合について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1. 電子商取引を導入しているが、調達又は仕入実績がなかった。
- 2. 年間調達額又は年間仕入金額の5%未満
- 3. 年間調達額又は年間仕入金額の5%以上～10%未満
- 4. 年間調達額又は年間仕入金額の10%以上
- 5. 調達・仕入活動においては電子商取引を導入していない。

(4) その他の事業活動（受注・販売、調達・仕入以外）の電子商取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1. 配送又は手配において電子商取引を行った。
- 2. アフターサービスにおいて電子商取引を行った。
- 3. 上記（1、2）以外の事業活動において電子商取引を行った。
- 4. その他の事業活動において、電子商取引を導入していない。

調査への御協力ありがとうございました。